

## 第五次滋賀県環境学習推進計画（素案）について

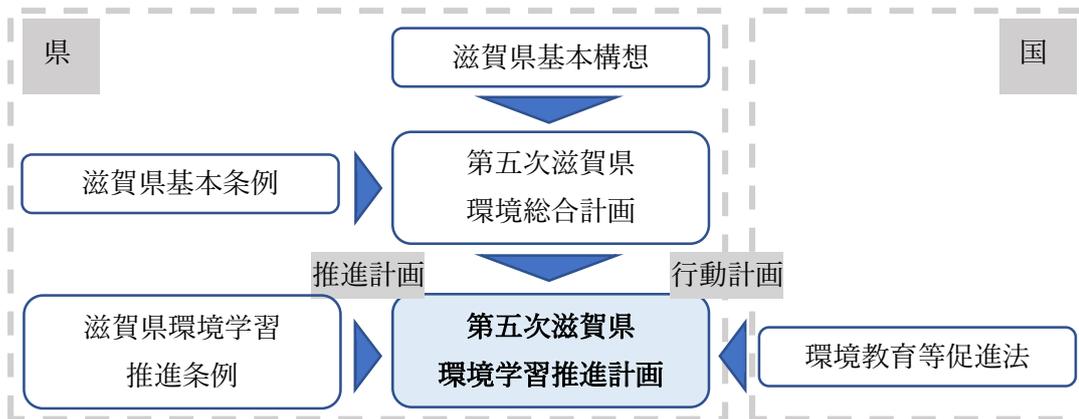
環境政策課

### 1. 概要

県では、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成16年3月29日滋賀県条例第28号）に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、滋賀県環境学習推進計画を策定している。

令和3年3月に、第四次滋賀県環境学習推進計画（以下、「現行計画」という。）が策定されたが、令和7年度末で計画期間が終了することから、現行計画の策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の状況をふまえ、令和8年3月の改定を目指して計画改定を行う。

### 2. 位置づけ



### 3. 現行計画の状況について

- 「地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、『いのち』がつながる持続可能な社会づくり」という基本目標をもと、持続可能な社会づくりに向けた環境学習を推進。
- 人材育成や環境学習の場や機会づくり、普及啓発のための事業等に全庁的に取り組み、県民の環境保全行動実施率は過去5年間、8割前後の高い数値で推移。
- しかし、実施率を年代や地域別で見るとばらつきがあることや、環境学習に関わる各主体へのヒアリングから、環境学習の現場では依然として課題が残っていることが判明。

課題を整理

- ①原体験として身近な環境に触れる機会の確保
- ②環境学習の担い手の育成
- ③環境学習に関する情報の発信
- ④学校現場等への支援
- ⑤環境学習を通じた人々が幸せに暮らす社会の実現

4. 策定までの流れ（フローチャート）

※ 前回改定時には環境審議会と滋賀県環境学習等推進協議会（以下、協議会）を交互に開催して意見を伺い、2か年で計画を策定。しかし、双方意見のすり合わせに難航した経験から、本改定では1年ごとに各組織で順に議論を行うことで、両組織から十分な意見を頂戴したものとし、計画改定を行う。

